



新座市告示第 300 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

- 1 事 故 名 新座市立第二中学校隣接万年堀破損事故
- 2 事故の概要 令和8年4月7日に判明した新座市立第二中学校に隣接する相手方所有の万年堀の破損について、同校敷地内の成長した樹木の根の荷重により、当該万年堀を破損させたものと認めるもの
- 3 発生年月日 令和8年4月頃
- 4 発 生 場 所 新座市野火止七丁目375番地1
- 5 相 手 方 新座市野火止七丁目18番13号
モアコート志木 管理組合 理事長 寺林 由梨
- 6 損害賠償額 984,500円

令和 8 年 8 月 28 日

新座市長 並 木 傑

